農作業受委託契約書

委託者＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と受託者＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）は、農作業の受委託について、次のとおり契約を結ぶ。

第1条（受委託の種類と対象）

甲は、別表に書いた圃場の作業を乙に委託し、乙はこれを引き受ける。この契約は、＿＿＿＿＿＿とし、作物の販売は甲が行う。

※ 基幹三作業から販売までを乙の名義で行う「特定農作業受委託」にするときは、第1条の「作物の販売は甲が行う」を消し、第12条・第13条を書きます。

第2条（契約期間）

この契約の期間は、＿＿＿＿＿＿から＿＿＿＿＿＿までとする。

第3条（作業の時期と連絡）

作業日は、乙が天候と圃場の状態を見て決め、作業日の＿＿＿＿＿＿までに＿＿＿＿＿＿で甲に知らせる。

第4条（作業前の圃場の準備）

甲は、石・杭・暗渠の出口など作業の支障になる物を取り除くか、目印を付ける。

第5条（資材と燃料の負担）

＿＿＿＿＿＿は甲が用意する。＿＿＿＿＿＿は作業料金に含む。

第6条（天候・災害による延期）

雨・強風・ぬかるみで作業ができないときは延期し、日程を甲乙で協議する。延期による料金の増減はしない。

第7条（作業料金と支払）

1. 作業料金は、別表のとおり10aあたりの単価に面積を掛けた額とし、＿＿＿＿＿＿とする。
2. 作業料金は＿＿＿＿＿＿で締め切り、甲は＿＿＿＿＿＿までに＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿により支払う。

第8条（作業の報告）

乙は、作業ごとに作業日と面積を記録し、全部の作業が終わったら甲に書面で報告する。

第9条（事故と損害の責任）

1　乙の作業上の過失で作物・畦畔・施設を傷めたときは、乙が賠償する。

2　甲の圃場の隠れた障害物による機械の破損は、甲乙で協議する。

3　天候など甲乙どちらの責任でもない減収は、甲の負担とする。

第10条（保険）

第11条（契約の変更と解約）

この契約の変更は甲乙で協議し、書面に明記する。期間の途中で解約するときは、甲乙の合意による。

第12条（販売の委託と精算）

※ 特定農作業受委託の場合は、生産物の販売の名義、販売代金から差し引く額、甲への支払の時期と方法を書きます。

第13条（交付金の受け取り）

※ 特定農作業受委託の場合は、交付金を誰が受け取り、どう精算するかを書きます。

第14条（その他）

この契約に定めのない事項は、甲乙で協議して決める。そのほか、次のとおり定める。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙が署名押印のうえ、各1通を保管する。

委託者（甲）　住所

氏名　　印

受託者（乙）　住所 _____

氏名 _____　　印

別表　委託する圃場・作業と料金

所在・地番	地目	面積（a）	作物	委託する作業	時期の目安	10aあたり料金（円）	料金（円）	備考

※ 料金は「面積（a）÷ 10 × 10aあたり料金」で出します。時間や60kgあたりで決める作業は、備考に単位と数量を書きます。料金を自動で計算する別表は、Excel 版にあります。

ミノリス（minorisu.com）